

# 空き家の管理、 ご負担になっていませんか？

空き家・空き地の所有者の皆様へ

あなたが所有している **空き家・空き地の管理は**  
**ハトマークの会員にお任せください！**

空き家を放置しますと、結露などによる湿気により建物が傷んだり、カビが生えてシロアリが発生することがあります。あなたの大切な財産の価値をできるだけさげないように適正な管理が必要です。

空き家が遠くて  
確認しにいけない  
なあ



草木が生い茂って  
隣地から苦情が来た  
けど、自分では  
できないなあ



とりあえず実家を  
相続したけど遠方  
だから何もしてい  
ないなあ



このように感じていらっしゃる所有者の皆様は  
**ハトマークの会員へご依頼ください。**

ご相談、お見積りは無料です！  
お気軽にご相談ください！

空き家管理サービス登録事業者は  
下記のURLで探すことができます!!



URL: <http://www.takuken.or.jp/pc/akiya/index.html>

※ホームページにアクセス方法が分からない方は

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会048-811-1840

または右記の登録事業者までお電話ください。

埼玉県安心空き家管理サービス事業者  
登録番号 第 号

# 空き家を放置すると 様々な危険が?

不審者や動物の侵入、ゴミの不法投棄、屋根瓦の落下や塀の倒壊で  
通行人に怪我をさせてしまうなど、近隣の住環境に悪影響を及ぼし  
たり、空き家の所有者責任を問われ損害賠償を負うこととなります。

たとえば、

空き家の外壁がはがれ落ち  
通行人が負傷!

治療費や慰謝料などの  
支払いを求められた!



## 提供サービスのご案内(有料)



通水や換気



外壁・屋根等の  
目視点検



敷地内の草取り、  
清掃等点検結果を  
写真付きで報告

詳しくは空き家管理サービス登録事業者まで  
お問い合わせください。



埼玉県宅建協会は家守り・資産守り・地域守りの実践を通して  
まちづくりやエリア価値の向上に取り組んでいます!

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会